

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、そ

税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十五年一月鳥取県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号のイを次のように改める。

四 次

◆規則 市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和四十五年一月鳥取県規則第五号)の一部を改正する規則

◆監査公告 監査の結果の公表
◆公告 昭和四十五年度鳥取県育英奨学生募集要領

イ 二以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人のうち二以上の都道府県(大都市の区域を除く。)又は大都市に事務所又は事業所を有する法人(以下本条において「市町村分割法人」という。)に係る分

知事が調査したところに基づき、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百二十二条の十三及び第三百二十二条の十四条の規定の例によつて、次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 0.076095 \times 1.001028 + B \times 0.06675 \times 1.000332 + C \times 0.06675 \times 1.001289$$

算式の符号

A 昭和43年10月1日から昭和44年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額(当該事業年度に係る法人税割について昭和44年3月31日までの間に修正申告、更

正又は決定(期限後申告に係るものも含む。以下本条において同じ。)があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。)

鳥取県知事 石破一朗

市町村に交付すべき昭和四十四年度分の地方交付税のうち普通交付

鳥取県規則第三十六号

B 昭和44年2月1日から昭和44年9月30日までの間に事業年度

が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和44年2月1日から昭和44年3月31日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては昭和44年5月31日までに、昭和44年4月1日から昭和44年9月30口までの間に終了した事業年度に係るものにあっては昭和44年12月1日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とする。）

C 昭和29年4月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人で、昭和43年度中に修正申告、更正又は決定がなされたものの最終の課税標準額から昭和43年3月31日（昭和43年2月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係るものにあっては、昭和43年5月31日）以前における最終の課税標準額を控除した額と、昭和43年4月1日から昭和43年9月30日までの間に事業年度が終了した法人で昭和43年12月1日から昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつたものの当該修正申告、更正又は決定による最終の課税標準額から当該法人に係る当該事業年度分の昭和43年1月30日における最終の課税標準額を控除した額との合算額

更正又は決定による課税標準額とする。）

G 昭和43年4月1日から昭和44年1月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について、昭和43年4月1日から昭和43年9月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては昭和43年11月30日までの間に、修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額とまでに終了した事業年度に係るものにあっては昭和44年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、更正又は決定による課税標準額と

おもてござる事と存る。

銀川茶園のゆるやかな寝かせを放つゆるやかな寝かせ。

F 昭和43年2月1日から昭和43年3月31日までの間に事業年度が終了した法人に係る法人税割の課税標準額（当該事業年度に係る法人税割について昭和43年5月31日までの間に修正申告、更正又は決定があつた場合においては、その最終の修正申告、

監査公告

鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づき、昭和43年度に係る下記機関の監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和45年3月31日

鳥取県監査委員 山形 利男

圓井 潔

同 遠藤 寿雄

同 奥田憲太郎

4 指摘事項
特記事項なし。

財団法人 烏取県消防協会
財団法人 烏取大学工学部設置促進期成同盟会
青少年育成烏取県民会議
鳥取県国民健康保険団体連合会

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
財団法人 昭和45年2月6日
鳥取大学工学部設置促進期成同盟会 同
遠藤 寿雄

財団法人 烏取県福祉事業団
社会福祉法人 烏取県社会福祉協議会
鳥取県信用保証協会

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者
財団法人 烏取県開発公社

鳥取県住宅供給公社
鳥取県農業会議

鳥取県果菜農業協同組合連合会

鳥取県土地改良事業團体連合会

財団法人 鳥取県農業振興基金協会

財団法人 鳥取県肉用牛牛価格安定基金協会

鳥取県体育協会

鳥取県新生活運動協議会

青少年育成鳥取県 民会議	昭和45年2月6日	監査委員 圓井 濩	監査実施箇所名 1 鳥取実施箇所名	監査執行年月日 2 監査執行年月日	監査執行者 3
4 指摘事項	同	遠藤 寿雄	社会福祉法人 4 鳥取県社会福祉協議会	昭和45年2月17日	監査委員 山形 利男
特記事項なし。	同	圓井 濩	同 同	同 同	同 同 奥田憲太郎
1 監査実施箇所名 烏取県国民健康保険団体連合会	2 監査執行年月日 昭和45年2月9日	3 監査執行者 監査委員 山形 利男	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎
4 指摘事項	同	圓井 濩	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎
特記事項なし。	同	遠藤 寿雄	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎
1 監査実施箇所名 財団法人 烏取県福祉事業団	2 監査執行年月日 昭和45年2月13日	3 監査執行者 監査委員 山形 利男	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎
4 指摘事項	同	圓井 濩	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎
特記事項なし。	同	遠藤 寿雄	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎
1 監査実施箇所名 同	2 監査執行年月日 同	3 監査執行者 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎
4 指摘事項	同	奥田憲太郎	監査委員 同 同	監査委員 同 同	監査委員 同 同 奥田憲太郎

(1) 事業団の退職給与積立金設置規程第4条に「役職員の毎年度末現在における退職給与金を仮計算し、前年度同期における退職給与金仮計算額を控除した差額をその年度末日までに、それぞれ所属する会計により積立金会計に繰入れるものとする。」と規定されているが、県から委託を受けて実施している特別会計大山観光会館運営事業、同しかの和泉庄運営事業、同鹿野かちみ園運営事業の各会計からは退職給与積立金が繰り入れされていない。規定の定めるところにより積み立てす	1 监査実施箇所名 鳥取県信用保証協会	2 监査执行年月日 昭和45年2月12日	3 监査执行者 监査委員 山形 利男	4 指摘事項 特記事項なし。	る要がある。
1 监査実施箇所名 同	2 监査执行年月日 同	3 监査执行者 同	监査委員 同 同	监査委員 同 同	监査委員 同 同 奥田憲太郎

財団法人 鳥取県開発公社	監査委員 圓井 潔	同 同 奥田憲太郎	監査執行者		
4 指摘事項 特記事項なし。	4 指摘事項 特記事項なし。	4 指摘事項 特記事項なし。	4 指摘事項 特記事項なし。		
1 監査実施箇所名 鳥取県住宅供給公社	2 監査執行年月日 昭和45年1月29日	3 監査執行者 監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎	1 監査実施箇所名 鳥取県果実農業協同組合連合会	2 監査執行年月日 昭和45年1月28日	3 監査執行者 監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎
(1) 共通勘定経費を年度末において、積立金会計、一般会計の一般管理費及び各団地の建設工事にそれぞれ配賦しているが、この内容を検討すると、積立金会計に属さないもの、各団地間の配賦に適正を欠くもの等がある。 配賦基準を作成し、明確な事務処理をする要がある。 (2) 昭和42年度以前に、宅地分譲契約を締結し代金を完納した譲受人が、都合により昭和43年度になって解約し申し出たため、同宅地の販戻しをしていた。	(1) 共通勘定経費を年度末において、積立金会計、一般会計の一般管理費及び各団地の建設工事にそれぞれ配賦しているが、この内容を検討すると、積立金会計に属さないもの、各団地間の配賦に適正を欠くもの等がある。 配賦基準を作成し、明確な事務処理をする要がある。 (2) 昭和42年度以前に、宅地分譲契約を締結し代金を完納した譲受人が、都合により昭和43年度になって解約し申し出たため、同宅地の販戻しをしていた。	4 指摘事項 特記事項なし。	4 指摘事項 特記事項なし。		
この場合に、昭和43年度の事業収入の減として処理していたが、その内容が過年度に属するものもあるので、「事業資産」「分譲用造成土地」の取得として経理する要がある。	1 監査実施箇所名 鳥取県土地改良事業団体連合会	2 監査執行年月日 昭和45年1月30日	3 監査執行者 監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄 同 奥田憲太郎		
1 監査実施箇所名 鳥取県農業会議	2 監査執行年月日 昭和45年1月28日	3 監査執行者 監査委員 圓井 潔 同 遠藤 寿雄	4 指摘事項 (1) 島土地改良事業団体連合会補助金で、換地、技術研修および広報活動に要した事業費271,504円に対し補助金250,000円を交付している前記事業費中に職員の「俸給」131,044円が含まれているが、本来、こ		

の種の事業費に対する補助は事業に要する直接経費を対象とすべきであり、本件のように団体の経常的経費と目される職員費の一部まで含めて補助対象にするのは適当でない。従つて、職員費につき補助をする場合は運営費補助として別途、方途を講ずるべきであると思われるるので検討善処されたい。

す、これが事務委託費120,000円（1人）を支出していることは適当でない。事務処理に関する委託契約を締結して該事務を行なう要がある。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行人
財団法人 昭和45年1月30日 同 同

鳥取県農業振興基金 協会 同 同

4 指摘事項
同

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査委員 山形 利男
財団法人 同 同

鳥取県育英会 同 同

4 指摘事項
同

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査委員 山形 利男
財団法人 同 同

鳥取県育英会 同 同

4 指摘事項

(1) 当協会の業務執行にかかる事務は、鳥取県農業協同組合中央会職員

に行なわせているが、その事務処理に関する委託契約を締結せず、人件費750,000円（1人）を支出していることは適当でない。また、監査の結果によればその事務量は僅少で前記人件費は過大と認められる。明確なる算定基礎に基づく契約により支払うべきである。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行人
社団法人 昭和45年2月12日 同 同

鳥取県肉用牛価格 安定基金協会 同 同

4 指摘事項
同

(1) 当協会の業務および財務処理の一部を鳥取県經濟農業協同組合連合会職員に行なわせているが、その事務処理に関する委託契約を締結せ

ず、これが事務委託費120,000円（1人）を支出していることは適当でない。事務処理に関する委託契約を締結して該事務を行なう要がある。

(1) 当協会が經營している学生寮（収容定員、明倫館150人、清和寮66人、誠之館100人）は、寮費による独立採算を実施しており、寮生の通学距離、学年末の中途退寮等のため欠員があり、寮単独収入では経営が困難であるため、昭和43年度において寮運営経費に対し1,083,000円（明倫館250,000円、清和寮351,000円、誠之館482,000円）の補助金の交付を受けていたが、この補助金の交付申請書に添付されている事業計画書には補助対象となる事業費が明記されていない。本補助金は昭和45年度に創設されたものであり将来継続して補助金が交付されるものであれば県において補助要綱を作成し、それに基づいて交付するようになります。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行人
鳥取県体育協会 同 同

4 指摘事項
同

(1) 当協会の業務および財務処理の一部を鳥取県經濟農業協同組合連合会職員に行なわせているが、その事務処理に関する委託契約を締結せ

(1) 体育大会開催事業で、各種日別大会等97大会を開催するに要する経費1,030,000円に対し補助金600,000円の交付を受けていたが、この補助事業は当体育協会に加盟している27競技団体、各都県体育協会および各学校体育連合に対し事業費の全額を配分し、配分された事業費に各競技団体等の自己財源（総額2,883,747円）とあわせて、それぞれの団体で実施しており、第23回県民体育大会開催事業については、事業費1,106,000円に対し1,026,000円の負担金の交付を受けていたが、この事業についても事業費のうち大会本部経費450,200円を除き、各種日別競技運営費655,800円はそれぞれの競技団体に交付し実施されていた。従つて各競技団体等に配分された経費にかかる使途明細が不明であり、証拠書類も整備されていない。鳥取県補助金等交付規則の定めるところによる事務処理とするよう取扱いをさらに検討し遺憾のないよう指導されたい。

また、前記体育大会開催事業の補助条件で「補助事業の内容を変更する場合においてはあらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。ただし競技事業内の20%以内の軽微な変更についてはこの限りがない。」と定められているが、承認を要する変更について所定の手続がとられていない。補助条件の定めるところに従つて事務処理を行なうよう厳に留意されたい。

1 監査実施箇所名 2 監査執行年月日 3 監査執行者

鳥取県新生生活運動 協議会 昭和45年1月27日 同 同 遠藤 寿雄

4 指摘事項
特記事項なし。

貴1,030,000円に対し補助金600,000円の交付を受けていたが、この補助事業は当体育協会に加盟している27競技団体、各都県体育協会および各学校体育連合に対し事業費の全額を配分し、配分された事業費に各競技団体等の自己財源（総額2,883,747円）とあわせて、それぞれの団体で実施しており、第23回県民体育大会開催事業については、事業費1,106,000円に対し1,026,000円の負担金の交付を受けていたが、この事業についても事業費のうち大会本部経費450,200円を除き、各種日別競技運営費655,800円はそれぞれの競技団体に交付し実施されていた。従つて各競技団体等に配分された経費にかかる使途明細が不明であり、証拠書類も整備されていない。鳥取県補助金等交付規則の定めるところによる事務処理とするよう取扱いをさらに検討し遺憾のないよう指導されたい。

また、前記体育大会開催事業の補助条件で「補助事業の内容を変更する場合においてはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし競技事業内の20%以内の軽微な変更についてはこの限りがない。」と定められているが、承認を要する変更について所定の手続がとられていない。補助条件の定めるところに従つて事務処理を行なうよう厳に留意されたい。

2 出願資格

◎ 高校生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学年成績の平均値が、それぞれ

4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であること。

昭和45年度鳥取県育英奨学生募集要領

鳥取県教育委員会委員長 君野秀三

昭和45年度鳥取県育英奨学生募集要領

公 告

所得基準額表

区分	所得基準額
人	千円
1 世帯	350
2 帯	680
3 人	850
4 員	1,010
5	1,170
6	1,310
7	1,450

備考 世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに140千円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
年間所得額は、次によつて算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

- ア 紙所得
俸給、給料、賃費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(専従者給与、遺族扶助料等を含む。)の収入金額(源泉徴収票等の支払金額)から必要経費として所得控除法(昭和40年法律第33号)に定める給与所得控除額を差し引いた額とする。給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

給与所得控除額の簡易計算方法は、次のとおりである。
給与等の収入金額が

(ア) 900,000円までの場合
給与額の20%+80,000円

(イ) 900,000円をこえ1,100,000円までの場合
給与等の額×14%+134,000円

(ウ) 1,100,000円をこえ2,100,000円までの場合
給与等の額×4%+244,000円

(エ) 2,100,000円をこえ3,100,000円までの場合
給与等の額×2%+286,000円

(オ) 3,100,000円をこえる場合は348,000円

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したものを所得金額とする。この所得金額は、家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残っているもの(たな卸資産)は含まない。
また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

特別の事情	特別控除額
母子世帯であること。	35,000円
就学者のいる世帯であること。	34,000円
身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。	65,000円
家計支持者が別居している世帯であること。	92,000円
火災、風水害、盗難等の被害をうけた世帯であること。	130,000円を限度とする
父母以外の者で所得を得ている者いる世帯であること。	その金額

(4) 他から同種類の奨学生の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学資金を受けたことになつた場合に、他の奨学資金の貸与又は支給を辞退するときは除く。

(5) 奨学資金を受けることになる日(昭和45年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。

◎ 大学奨学生

(1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用することができる。

(2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

3 採用人員

高校奨学生 30人

大学奨学生 40人 (このうち5人は岡崎地区出身者に限る。)

4 奨学資金の額

高校在学中 月額 2,500円
大学在学中 月額 7,000円

5 貸与の期間

奨学資金貸与の期間は、昭和45年4月から次に掲げる終期までとする。

- (1) 高校奨学生にあつては大学の正規の修業年限の終期
 - (2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
- 6 奨学資金の返還

奨学生は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後20年以内に年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めたときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続き

(1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育成奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。

ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類

イ 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県育成奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人としうち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならない。

8 出願及び選考の期日

(1) 出願期日

昭和45年4月1日(水)から

昭和45年4月15日(水)まで

(2) 選考期日

第1次選考(書類) 昭和45年5月上旬

第2次選考(面接) 昭和45年5月中旬

(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行なう。)

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。